

修正案			現行		
第1章 大規模火災対策			第1章 大規模火災対策		
第3節 応急対策計画			第3節 応急対策計画		
【別表】			【別表】		
1 配備基準			1 配備基準		
（情報収集体制・災害即応体制）	設置する本部	大規模火災 大規模火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※ <u>防災危機管理部長</u> が必要と認めたと設置	（情報収集体制・災害警戒体制）	設置する本部	大規模火災 大規模火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※ <u>本部長</u> が必要と認めたと設置
	配備基準	大規模火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、 <u>本部長</u> （ <u>防災危機管理部長</u> ）が必要と認めたととき。		配備基準	大規模火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、 <u>知事</u> が必要と認めたととき。
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めたととき）※4 地域振興事務所 健康福祉センター（保健所） その他、必要に応じて部局内等で増強する。		配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めたととき）※4 地域振興事務所 健康福祉センター（保健所） その他、必要に応じて部局内等で増強する。
（災害対策本部第1（第3配備）	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※ <u>知事</u> が必要と認めたと設置	（災害対策本部第1（第3配備）	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事）
	配備基準	大規模火災により重大な被害が発生し、 <u>本部長</u> （ <u>知事</u> ）が必要と認めたととき。		配備基準	大規模火災により重大な被害が発生し、 <u>本部長</u> が必要と認めたととき。
	配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 <u>企業局水道部計画課</u> 教育庁教育振興部学校安全保健課		配備を要する課等	本庁 災害警戒体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 <u>水道局水道部計画課</u> <u>企業土地管理局経営管理課</u> 教育庁教育振興部学校安全保健課

修正案			現行		
		出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。			出先機関 災害警戒体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
(略)			(略)		
3	災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携 市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、 <u>合同調整所</u> を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。		3	災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携 市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、 <u>現地調整所</u> を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。	
第2章 林野火災対策			第2章 林野火災対策		
第3節 応急対策計画			第3節 応急対策計画		
【別表】			【別表】		
1 配備基準			1 配備基準		
		林野火災			林野火災
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	林野火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※ <u>防災危機管理部長</u> が必要と認めるとき設置	設置する本部	林野火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※ <u>本部長</u> が必要と認めるとき設置	
	配備基準	林野火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、 <u>本部長(防災危機管理部長)</u> が必要と認めるとき。	配備基準	林野火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、 <u>知事</u> が必要と認めるとき。	
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 森林課 病院局経営管理課 出先機関(関係各部署等において必要と認めるとき) ※4 地域振興事務所 健康福祉センター(保健所) 林業事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 森林課 病院局経営管理課 出先機関(関係各部署等において必要と認めるとき) ※4 地域振興事務所 健康福祉センター(保健所) 林業事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。	

修正案		現行	
(災害対策本部第1)第3(配備)	設置する本部	災害対策本部(本部長:知事) ※知事が必要と認めるとき設置	災害対策本部(本部長:知事)
	配備基準	林野火災により重大な被害が発生し、本部長(知事)が必要と認めるとき。	林野火災により重大な被害が発生し、本部長が必要と認めるとき。
	配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局水道部計画課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。	本庁 災害警戒体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局水道部計画課 企業土地管理局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害警戒体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
(略)		(略)	

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第3章 危険物等災害対策

第2節 予防計画

3 火薬類

(2) 県及び千葉市並びに関係団体

事業所等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第3章 危険物等災害対策

第2節 予防計画

3 火薬類

(2) 県及び関係団体

事業所等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

修正案		
第3節 応急対策計画		
【別表】		
1 配備基準		
（情報収集体制・災害即応体制）	設置する本部	危険物等事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※ <u>防災危機管理部長</u> が必要と認めたととき設置
	配備基準	危険物等事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、 <u>本部長（防災危機管理部長）</u> が必要と認めたととき。
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めたととき）※4 地域振興事務所 健康福祉センター（保健所） その他、必要に応じて部局内等で増強する。
（災害対策本部第1（第3配備））	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※ <u>知事が必要と認めたととき設置</u>
	配備基準	危険物等事故により重大な被害が発生し、 <u>本部長（知事）</u> が必要と認めたととき。
	配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 <u>企業局水道部計画課</u> 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
（略）		

現行		
第3節 応急対策計画		
【別表】		
1 配備基準		
（情報収集体制・災害警戒体制）	設置する本部	危険物等事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※ <u>本部長</u> が必要と認めたととき設置
	配備基準	危険物等事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、 <u>知事</u> が必要と認めたととき。
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めたととき） 地域振興事務所 健康福祉センター（保健所） その他、必要に応じて部局内等で増強する。
（災害対策本部第1（第3配備））	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事）
	配備基準	危険物等事故により重大な被害が発生し、 <u>本部長</u> が必要と認めたととき。
	配備を要する課等	本庁 災害警戒体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 <u>水道局水道部計画課</u> <u>企業土地管理局経営管理課</u> 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害警戒体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
（略）		

修正案	現行
<p>3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携 市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、<u>合同調整所</u>を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</p>	<p>3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携 市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、<u>現地調整所</u>を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</p>
<p>第4章 油等海上流出災害対策</p>	<p>第4章 油等海上流出災害対策</p>
<p>第1節 基本方針</p>	<p>第1節 基本方針</p>
<p>2 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱 (1) 第三管区海上保安本部等 シ 海防法に基づく指定海上防災機関への<u>流出油等の防除措置</u>の指示</p>	<p>2 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱 (1) 第三管区海上保安本部等 シ 海防法に基づく指定海上防災機関への<u>流出油の応急防除措置</u>の指示</p>
<p>第3節 応急対策計画</p>	<p>第3節 応急対策計画</p>
<p>4 流出油等の防除措置 (2) 県 カ 必要に応じ、「<u>九都県市災害時相互応援等に関する協定</u>」「油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定」等に基づき、他都県、事業所等に協力を要請する。 ＜資料編1-13 油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定＞</p>	<p>4 流出油の防除措置 (2) 県 カ 必要に応じ、「<u>九都県市災害時相互応援等に関する協定</u>」「油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定」等に基づき、他都県、事業所等に協力を要請する。 ＜資料編1-13 油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定＞</p>
<p>【別表】</p>	<p>【別表】</p>
<p>1 配備基準</p>	<p>1 配備基準</p>

修正案			現行		
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	油等海上流出事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※ <u>防災危機管理部長</u> が必要と認めたとき設置	設置する本部	油等海上流出事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※ <u>本部長</u> が必要と認めたとき設置	
	配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合で、 <u>本部長(防災危機管理部長)</u> が必要と認めたとき。	配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合で、 <u>知事</u> が必要と認めたとき。	
	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 大気保全課 水質保全課 自然保護課 循環型社会推進課 廃棄物指導課 経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課 災害即応体制から配備を要する課 管財課 観光企画課 県土整備政策課 出先機関(関係各部局等において必要と認めたとき)※4 地域振興事務所 健康福祉センター(保健所) 水産事務所 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 大気保全課 水質保全課 自然保護課 循環型社会推進課 廃棄物指導課 経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課 災害警戒体制から配備を要する課 管財課 観光企画課 県土整備政策課 出先機関(関係各部局等において必要と認めたとき)※4 地域振興事務所 健康福祉センター(保健所) 水産事務所 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。	
(災害対策本部第1〜第3配備)	設置する本部	災害対策本部(本部長:知事) ※ <u>知事</u> が必要と認めたとき設置	設置する本部	災害対策本部(本部長:知事)	
	配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、大量の油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合(災害対策本部第3配備は漂着した場合)で、本部長(<u>知事</u>)が必要と認めたとき。	配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、大量の油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合(災害対策本部第3配備は漂着した場合)で、本部長が必要と認めたとき。	
	配備を要する課等	本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 水産課 出納局 <u>企業局水道部計画課</u> 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。	配備を要する課等	本 庁 災害警戒体制に加えて 秘書課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 水産課 出納局 <u>水道局水道部計画課</u> <u>企業土地管理局経営管理課</u> 病院局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害警戒体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。	
(略)		(略)			

修正案	現行
<p>3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携 市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、<u>合同調整所</u>を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</p>	<p>3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携 市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、<u>現地調整所</u>を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</p>